

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に基づき、以下の通りマージン率を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入)

●株式会社ビーハーフ

○本社

派遣労働者の数
派遣先の数
マージン率
教育訓練に関する事項
派遣料金の1人当たりの平均額
派遣社員の賃金の平均
福利厚生

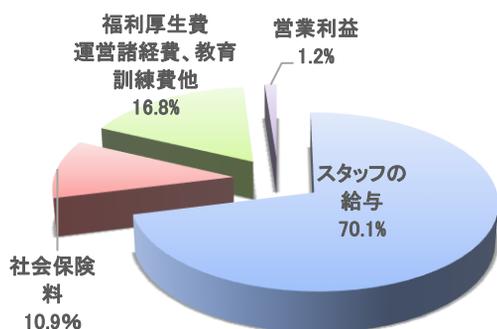
〒371-0855
群馬県前橋市問屋町1-10-3
0人
0件
0%
派遣前研修／マナー(接遇・対応)、PC研修
実績なし(8h/1日換算)
実績なし(8h/1日換算)
健康診断

○名古屋支店

派遣労働者の数
派遣先の数
マージン率
教育訓練に関する事項
派遣料金の1人当たりの平均額
派遣社員の賃金の平均
福利厚生

〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅4-26-22 名駅ビル6階
96人
47件
29.5%
派遣前研修／マナー(接遇・対応)・PC研修
16,082円(8h/1日換算)
11,333円(8h/1日換算)
健康診断

マージン率について



費用の内、一番多く占めるのはスタッフ給与で、料金総額の70.1%になります。これには、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、雇用主としてスタッフへ賃金の支払いが生じるため、その費用が含まれています。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料合計が、10.9%です。(注1)

その他、福利厚生費や会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費・オフィス賃借料・募集費用等の諸経費が16.8%、これらを全て差し引いた残り約1.2%が会社の営業利益となります。(注2)

なお、都合により、料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

【注1】 所得税や社会保険料・労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様へ代わって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を給与として支払います。

【注2】 その他、福利厚生の中には、定期健康診断料・技術向上研修負担などが含まれております。